

令和6年度 第9回 四国中央市農業委員会  
総会議事録

四国中央市農業委員会

## 令和6年度第9回農業委員会総会日程表

日 時 令和6年12月6日(金) 午後1時30分～  
場 所 JAうま総合経済センター 会議室  
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(貸借)の承認について
- 日程第7 議案第5号 農地台帳登載申請について
- 日程第8 議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 日程第9 議案第7号 利用状況調査に係る非農地判断について
- 日程第10 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について
- 日程第11 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

### 出席委員(17名)

- |         |         |         |          |
|---------|---------|---------|----------|
| 3 森川雅之  | 4 石川光男  | 5 押条和司朗 | 6 尾崎之隆   |
| 7 池田忠志  | 8 篠永賢二  | 9 星川俊夫  | 10 河村久仁彦 |
| 11 坂上宏  | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信  |
| 15 鈴木和治 | 16 村上佳清 | 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸  |
| 19 石川武将 |         |         |          |

### 出席農地利用最適化推進委員(24名)

- |       |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|
| 1 脇純樹 | 3 山下宏二 | 4 星川久和 | 5 高橋忠明 |
|-------|--------|--------|--------|

6 佐藤保之	7 宇高勉	8 鎌倉静夫	9 竹本正行
10 喜井仁志	11 村上紘一	12 石川繁	13 紀井正明
14 受川清男	15 三好昇	16 合田篤夫	17 鈴木一郎
18 伊藤浩一	19 萩尾博	20 高橋秀典	21 越智寧
22 近藤良啓	23 河村嘉男	24 竹内正篤	25 鈴木敏也

欠席委員（1名）

1 大西嘉一郎

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

2 石川茂

出席した職員

事務局長 森實 大次長 三宅栄一 次長 石川みちる  
係員 藤田兼弥

第9回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和6年12月6日(13:30~)  
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、17名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第9回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

1番 大西 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

2番 石川 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

8番 篠永 委員、9番 星川 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、を議題といたします。

議 長 報告を求めます。石川 次長

石 川 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和6年10月27日解約。

番号2の案件については、令和6年10月10日解約。

番号3の案件については、令和6年11月15日解約。

以上、3件の解約通知がありましたので報告いたします。

議 長 以上で、報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は里芋の栽培を予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻と里芋の栽培を予定しています。

番号4の案件について、受人は適格法人に認定された法人で、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は柑橘の栽培を予定しています。

番号5の案件については、贈与による所有権移転です。近隣で耕作便利なた

め申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は水稻の作付を予定しています。

番号7の案件については、売買による所有権移転です。受人は、過去に耕作経験がありますが、現在は農地を所有しておらず、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、11月21日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は米や野菜の栽培を予定しています。

番号8の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、11月21日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は米や野菜の栽培を予定しています。

番号9の案件については、贈与による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は柑橘の栽培を予定しています。

番号10の案件については、贈与による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、11月22日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番

委員 異議ありません。

議長 7番

委員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、11月21日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請者は、過去に農地を所有していたため、野菜の栽培などについて長年の農作業経験があります。今回、新たに農地を取得し、米や野菜を栽培する予定です。現在、耕うん機のみ所有していますが、その他必要な農機具は、譲渡人から借用することが可能です。また、申請地は自宅からも近く、通作することは問題ないと思います。今後、地域と協力し、意欲的に農業を継続していく意思を確認しました。

議長 8番

委員 申請者は新規就農者であるため、11月21日に申請者のヒアリングと現地確認を行いました。

申請者は、長年、実家の農業の手伝いをしており、農作業経験については問題ないと思います。今後は米や野菜を栽培する予定です。必要な農機具は、実家から借用することが可能で、申請地は自宅からも近く、通作することにも問題ないと思います。

今後、地域と協力し、意欲的に農業を継続していく意思を確認しました。

議長 9番

委員 異議ありません。

議長 10 番

委員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、11月22日にヒアリングと現地確認を行いました。  
すでに、農地等で10年ほど農作物を栽培している経験があり、農機具についても、耕うん機や草刈り機を所有しています。申請地は車で通作できる距離にあり、従事日数や地域との連携、また、今後も継続して耕作することを確認しましたので問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありますか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 石川 次長

石川 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について説明いたします。

2a 未満の農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合、農地法第4条第1項第8号の規定に基づき、許可は不要ですが、農業委員会への届出が必要となります。

番号1の案件については、申請者が所有している農地の管理に必要な農機具

等を保管する農業用倉庫を設置するための届出です。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議 長 番号1番について、質疑ありませんか。

委 員 11月29日に現地確認を行いました。

申請者は現在県外に居住しておりますが、月に数回車で通作しています。

収穫した野菜等の保管場所が必要であり、面積も10㎡未満であるため農作業に影響はないと思いますので、倉庫を建てることについては問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、原案のとおり受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり受理することに決しました。

議 長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。藤田 係員

藤 田 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は3件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一

般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は古物中古商品等販売業を営む法人で、業績が好調であり、現在の事業関連地だけでは機材等の製品置場が不足しているため、申請地を譲り受けての古物中古商品置場建設で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号2の案件について、受人は現在、両親と同居していますが、将来を見据えて、生活環境が整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号3の案件について、受人は、西条市に社屋を構える土木工事業を営む法人ですが、近年、当市での仕事の受注が増え、資材置場や作業車両の駐車場に苦慮しておりました。このたび、利便性の良い申請地を譲り受けての露天駐車場及び資材置場建設で、申請地周辺は、宅地化が進み市街地化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑はありますか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありますか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 藤田 係員

藤田 それでは、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、5年間の賃貸借です。

番号2の案件については、5年間の使用貸借です。

番号3から10の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 番号3から10番の再設定について質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第7、議案第5号、「農地台帳登載申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 石川 次長

石 川 それでは、議案第5号、「農地台帳登載申請」について、説明いたします。

番号1の案件について、農地台帳登載申請があり、11月12日に現地調査を行いました。

番号2の案件について、農地台帳登載申請があり、11月22日に現地調査を行いました。

番号3の案件について、農地台帳登載申請があり、11月22日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 11月12日に現地を確認しました。

申請地は農地法第5条により農地転用されていましたが、再度農地に復元しており、現在は、水稻の作付など農地として利用されています。農機具も所

有されており、地域の活動にも毎年参加しています。今後も耕作することを確認しておりますので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議長 続きまして2番、質疑はありませんか。

委員 11月22日に現地を確認しました。

申請地は、以前に農地転用されていましたが、現在は農地に復元し野菜や柑橘を栽培されています。このたび申請地を利用したいとの要望があり、譲渡にあたって農地台帳登載を申請するものであり、希望者が予定している野菜の栽培がすぐにできる状態ですので、農地として認めることは問題ないと思います。なお、農地台帳登載が認められれば、その後、3条申請が提出される予定です。

議長 3番、質疑はありませんか。

委員 11月22日に現地を確認しました。

申請地は、現在は農地で柑橘を栽培しています。このたび申請地を利用したいとの要望があり、譲渡にあたって農地台帳登載を申請するものであり、農地として認めることは問題ないと思います。なお、農地台帳登載が認められれば、その後、3条申請が提出される予定です。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「農地台帳登載申請」について、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり登載することに決しました。

議長 日程第8、議案第6号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行

っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。藤田 係員

藤 田 それでは、議案第6号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が、継続して相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。証明については農業委員会が行うこととなっており、農地の相続税の納税猶予を引き続き認めるかどうかの最終的な判断は、税務署が行うこととなります。

番号1の案件について、10月29日に現地調査を行いました。

番号2の案件について、10月29日に現地調査を行いました。

番号3の案件について、11月15日に現地調査を行いました。

番号4の案件について、11月15日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また、10月29日、現地確認を申請者とおこないました。野菜や果樹の栽培を行っており、しっかりと管理されていることが確認できましたので問題ないと思います。

議 長 続きまして2番、質疑はありませんか。

委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また、10月29日、現地

確認を申請者とおこないました。野菜や果樹の栽培を行っており、しっかりと管理されていることが確認できましたので問題ないと思います。

議 長 3番、質疑はありませんか。

委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また、11月15日、現地確認を申請者とおこないました。米の作付けを行っており、しっかりと管理されていることが確認できましたので問題ないと思います。

議 長 4番、質疑はありませんか。

委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また、11月15日、現地確認を申請者とおこないました。米の作付けを行っており、しっかりと管理されていることが確認できましたので問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり証明することに決しました。

議 長 日程第9、議案第7号「利用状況調査に係る非農地判断」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、議案第7号「利用状況調査に係る非農地判断」について、説明

いたします。

利用状況調査については、農地法第30条第1項に基づき、毎年一回、管内農地について実施しなければならないこととなっており、今年度は4月から8月にかけて実施しました。利用状況調査の結果が、農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地は遊休農地となり、「農地法の運用について」第3の1の(3)では遊休農地を筆ごとに分類することとされており、このうち、既に森林の様相を呈している場合や周囲の状況からみてその土地を農地として復元しても継続して利用することができない等、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地は、再生利用が困難な農地となり、「農地法の運用について」第4の(4)の規定に基づき「農地」に該当しない旨の判断を行うものです。今回、非農地判断を求める農地は、310筆、約24.8haです。

本日、総会において、非農地と判断された農地については、「農地法の運用について」第4の(3)のウに基づき所有者に「非農地通知」を発行し、今後は農地法の規制の対象外となるため、農地台帳から削除するとともに、県、市、法務局等の関係機関に対してその旨を通知します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

議長 質疑はありますか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第7号、「利用状況調査に係る非農地判断」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

- 議 長 挙手全員あります。
- 議 長 よって、議案第7号は、承認することに決しました。
- 議 長 日程第10、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長
- 三 宅 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、説明いたします。
- 番号1の案件について、当該「道」と「水路」は申請者の所有地に隣接しており、所有地の有効利用のため、「道」と「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するもので、代替道・代替水路を寄付する予定です。また、地元土地改良区の同意書が添付されています。
- 以上で説明を終わります。
- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議 長 これより、質疑にはいります。
- 議 長 番号1について、質疑はありませんか。
- 委 員 11月26日現地を確認しました。当該「道」と「水路」は申請者の所有地に隣接しており、一体利用するため払い下げを受け、有効利用するものです。代替の「道」と「水路」を寄付する予定です。地元土地改良区の同意も得られているため、用途廃止することは問題ないと思われます。
- 議 長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委 員 （「特になし。」との声）
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 （挙手全員）

- 議 長 挙手全員であります。
- よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。
- 議 長 日程第11、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議案といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長
- 三 宅 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、説明いたします。
- 番号1について、申出者は倉庫業等を営む法人で、令和3年度に農振除外の手続きをし、今回の申出地の隣に大型倉庫を建設し稼働させましたが、貨物量の増大に加えて多種少量の製品を収納するため、蔵置能力の向上と多機能化が求められ、既存の倉庫は保管物で埋まり、再び倉庫不足となりました。この問題を解消するため、新しく2棟の大型倉庫の建設を計画し、申出者所有地で条件を満たす用地の確保や、新たに建設予定地について複数検討しましたが、申出地以外に、高速道路へのアクセス、周辺環境、面積などの条件を満たす土地がなかったため、今回やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。
- 以上で説明を終わります。
- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議 長 これより、質疑にはいります。
- 議 長 番号1番について、質疑はありませんか。
- 委 員 特に異議ありません。
- 議 長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委 員 (「特になし。」との声)
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変更しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、「変更しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第9回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:55)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋藤信

---

委 員 篠永賢二

---

委 員 星川俊夫

---